

令和7年10月23日

長野市議会議長
若 林 祥 様

長野市議会議員政治倫理審査会
会長 鈴木 洋 一

長野市議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和6年8月8日付けで審査の請求があった件について、長野市議会議員の政治倫理に関する条例第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査請求内容

(1) 審査請求者

黒沢清一議員、東方みゆき議員、山崎裕子議員

(2) 被審査議員

寺沢さゆり議員、宮崎治夫議員、小泉栄正議員、西沢利一議員、松田光平議員、若林 祥議員、市川和彦議員、北沢哲也議員、手塚秀樹議員、金沢敦志議員、和田一成議員、桜井 篤議員、青木敏明議員、加藤英夫議員、箱山正一議員、西脇かおる議員、本木 晋議員

(3) 反する疑いがあると認められる行為規範

長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号

議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと。

(4) 審査請求の対象となる事由の内容

2の審査内容及び結果のとおり

2 審査内容及び結果

項番	審査請求内容	審査結果
1	被疑議員は全て新友会に属し、新友会が2018年から2024年にかけて、一年あたり1ないし2回「政策モニター研修会」と称し主催した会合（以下「会合」と言う）に主催者側とし	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。

	て参加した。開催費用として新友会あて交付された政務活動費を支出した。会場はホテルのホール施設を利用した。	(全委員が抵触しないとした。)
2	この間、歴代の新友会会長(以下「会長」と言う)は、会合を統括する地位にあった。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (全委員が抵触しないとした。)
3	会合経費に係る経理事務は歴代の新友会議員政務活動費経理責任者(以下「経理責任者」と言う)が当たった。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (全委員が抵触しないとした。)
4	この間、新友会に属していた歴代議長も、会合に参加した。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (全委員が抵触しないとした。)
5	各会合開催に係る事務は各新友会議員が分担して行い、新友会が雇用する事務員2名(以下「事務員」と言う)がこれを補助した。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (全委員が抵触しないとした。)
6	会長から、原則として全ての新友会所属議員に対し、会合への参加が求められていた。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (全委員が抵触しないとした。)
7	各被疑議員は各会合に市内から6名を動員するよう求められ、動員された会合参加者は「政策モニター」と称された。(報告書・報道・HP)	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。

		(全委員が抵触しないとした。)
8	実情として各被疑議員は「政策モニター」として自らの後援団体構成員等の支持者を選任する場合があります、その中には各新友会議員の選挙運動に携わる者もあった。(報道・小泉動画)	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (抵触するとした委員1名、抵触しないとした委員9名)
9-1	歴代経理責任者は歴代会長指示により各会合参加人数を見込み、相応する数量のコーヒー・ケーキセットを各会場に発注し、政務活動費から全額を支弁した。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (抵触するとした委員1名、抵触しないとした委員9名)
9-2	歴代会長以下各被疑委員は当該コーヒー・ケーキセットを「政策モニター」に饗応し、また自らこれらを喫食した。その単価が1000円ないし1500円であった。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (抵触するとした委員4名、抵触しないとした委員6名)
9-3	これらの行為は、コーヒー・ケーキセット単価が公職選挙法及び長野市政務活動費の交付に関する条例の上で、社会通念上許容される範囲を逸脱して高額であった趣旨の報道が行われた。(報告書・報道)	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (抵触するとした委員4名、抵触しないとした委員6名)
10-1	会合開催前に歴代会長は「交通費」を支給する旨を明記した案内文書で各「政策モニター」あて会合開催を通知した。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (全委員が抵触しないとした)

10-2	歴代経理責任者は政務活動費から現金相当額を用意し、3千円ずつ封筒に封入したうえで、各会合会場に来場した「政策モニター」から会長宛て領収書を徴し、一律に現金3千円入りの封筒をそれぞれ「交通費」と称して即時に支給した。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触する。 （抵触するとした委員5名、抵触しないとした委員5名 可否同数のため会長が決した。）
10-3	支給は当該「政策モニター」を動員した被疑議員が自ら手交して行う場合があった。しかし「交通費」と称する一律3千円支給額に根拠はなく、歴代会長及び歴代経理責任者は各「政策モニター」の来場交通手段、交通費実費相当額または自家用交通用具使用の場合の行程距離等の情報を把握して適正な金額の支出を図ろうとしなかった。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触する。 （抵触するとした委員5名、抵触しないとした委員5名 可否同数のため会長が決した。）
10-4	参加した「政策モニター」のうち相当数が、各会場ホテルまでの往復に要した実際の交通費が3千円未満であったと思料され、支給された「交通費」3千円との間には差額が生じていたが、これら差額はそのまま「政策モニター」が利得するところ（以下「利得差額」と言う）となり、精算・返還されていない。中には利得差額を食事に費消した「政策モニター」も存在することが明らかになっている。さらには、利得差額を「御礼」と捉える「政策モニター」や、「交通費」受領後に会場を後にする「政策モニター」も存在した。そもそも「交通費」3千円の支給が「政策モニター」の会合参加の動機になっていた場合があった。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触する。 （抵触するとした委員5名、抵触しないとした委員5名 可否同数のため会長が決した。）

10-5	以上のように「交通費」3千円一律支給はその事務が粗雑であることから、政務活動費を充当した事務の適切性について懐疑的な論調で報道された。その中には、公職選挙法に抵触する可能性がある旨の識者コメントが添えられた報道も複数件あった。また「政治倫理の欠如」を指摘する報道も存在した。(報告書・報道)	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触しない。 (抵触するとした委員4名、抵触しないとした委員6名)
11	歴代会長は、上記のような問題のある「研修会」の支出事務について適正を図るところか、漫然と前任者の事務を引き継ぎ、歴代経理責任者に支出するよう命令していた。(支出命令書・委員会発言等)	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触する。 (抵触するとした委員5名、抵触しないとした委員5名 可否同数のため会長が決した。)
12	さらに前会長小泉栄正は「前例踏襲」であるとして報道等によりその正当性が疑われてもさしたる証拠を示さずに正当化する発言を行った。	長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触する。 (抵触するとした委員5名、抵触しないとした委員5名 可否同数のため会長が決した。)
13	歴代経理責任者は、当然に一連の政務活動費支出については適正な事務執行に責任を負うべき処、上記のような歴代会長指示の適切性を主体的に検証することなく、漫然と不適切な支出を続けてきた。(報告書・委員会発言等)	事実として認定しない。
14	さらに現経理責任者和田一成は、職責として不適切な支出があれば改めるべきところ、却って支出は会長の指示である旨を強調する発言をして経理責任を転嫁した。(報告書・委員会発言等)	事実として認定しない。

15	前会長小泉栄正は、世論から各被疑議員に政治倫理上の疑念が向けられているにも関わらず、「本件は、議員個人ではない会派としての出費についての事案ですので、ご意見やご質問等については、会派としてお答えいたしますことを何卒、ご理解願います」との見解を公表することで各被疑議員の果たすべき説明責任をけん制し、本事案の解明と議会の信頼回復を遅らせた。(6.20文書、HP)	事実として認定しない。
16	現会長寺沢さゆりは、2024年6月28日に会長職に選出された後、会合に係る支出に公職選挙法及び政務活動費交付条例に抵触するものが含まれる疑いが報道や議会運営委員会で繰り返し指摘されているのにも関わらず、有力な反論・根拠を示さないまま、法・条例に違反していない認識を公にした。また会派内でもそのような見解への統一を図った結果、議会運営委員会等でも委員を通じそのような見解が示された。本事案に係る政務活動費支出は適正であった旨、また利得差額について把握しない旨を公言した。これらにより、本事案の解明と議会の信頼回復を遅らせた。(委員会発言、記者会見発言)	事実として認定しない。
17	「長野市政務活動費の交付に関する条例」第9条は、議長は提出された政務活動費収支報告書について必要に応じて調査を行うこと等により、「政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める」義務があり、本事案は当然に調査の必要性があったにも関わらず、上述のように現議長自身が本事案の利害関係者であることから本事案について特段の調査等を行わなかった。これにより、本事案の解明と議会の信頼回復を遅らせた。	事実として認定しない。

項番ごとの審査結果については、以上のとおりであるが、今回、行為規範に反する疑いがあると認められるとして審査請求のあった内容については、事案として「政策モニター」に対する交通費一律3,000円の支給と、コーヒー・ケーキセットの提供という二つに大別することができる。

このうち、「政策モニター」に対する交通費一律3,000円の支給は、寄附行為を禁じた公職選挙法に抵触する可能性や政治倫理の欠如を指摘する報道が複数あり、市民の理解が得られにくいと考えることから、議員の品位や名誉を傷つけ、市民の信頼を損なうことをしないことを規定した長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触すると判断した。

また、「政策モニター」に対するコーヒー・ケーキセットの提供については、条例などに金額の定めがないこと、昨今の物価高騰により金額は変動するものであるため、行為規範に反するとまでは言えないとしたものである。

3 審査会が必要と認める措置の勧告

本審査会は、必要と認める措置として次の2項目を講ずるよう勧告する。

(1) 議長からの注意

議長は、自身も被審査議員の一人として反省の意を持ち、また議長としての立場で市民の思いを受け止め、被審査議員に対して、政治倫理の欠如を指摘する複数の報道により市議会に対する市民の信頼を損なう結果を招き、ひいては、本審査会が長野市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第1号に抵触すると判断したことについて、注意を行うこと。

(2) 長野市議会政務活動費運用指針の見直し

長野市議会政務活動費運用指針については、市民が会派の政務活動に参加する際の交通費の算出方法、茶菓料の適用範囲や金額などの明確な基準がないことから、市議会として、本指針を公職選挙法、過去の判例や社会情勢、他都市の状況などと照らし合わせ、交通費、茶菓料以外の項目も含めて総合的に精査し、市民から理解の得られる適正な内容に見直しを行うこと。

4 審査の経過

開催日	会 議	内 容
令和6年 8月27日	第1回審査会	・正副会長互選 ・政治倫理審査会の今後の進め方について
9月5日	第2回審査会	・審査請求者からの意見聴取について
10月2日	第3回審査会	・政治倫理審査会の今後の進め方について
10月22日	第4回審査会	・政治倫理審査会の今後の進め方等について
10月30日	第5回審査会	・被審査議員からの意見聴取等について
11月1日		・会長の辞任
11月22日	第6回審査会	・会長の互選
12月25日	第7回審査会	・被審査議員に対し調査を求めることについて
令和7年 2月14日	第8回審査会	・被審査議員への調査に対する回答について ・政治倫理審査会の今後の審査について
3月28日	第9回審査会	・審査請求書に記載された内容に確認について
5月12日	第10回審査会	・審査請求書に記載された内容の確認について ・被審査議員から提出された要望書の取扱いについて
5月28日	第11回審査会	・審査請求書に記載された内容の確認について
6月6日	第12回審査会	・審査請求書に記載された内容の確認について ・報告書の作成について
7月30日	第13回審査会	・委員の発言について ・これまでの協議概要の確認について
8月18日	第14回審査会	・報告書への記載内容について
9月30日		・副会長議員辞職
10月17日	第15回審査会	・副会長の互選 ・報告書の記載内容について
10月20日	第16回審査会	・報告書の記載内容について

5 報告書を取りまとめるに当たって出された主な意見

(1) 審査項番10－2について

・公職選挙法第199条の3で、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならないと規定されている。

よって、公職選挙法に抵触する可能性もある。

・政務活動費を充当した事務の適切性についても懐疑的な論調で報道された。その中には、公職選挙法に抵触する可能性がある旨の識者コメントが添えられた報道も複数件あった。また、政治倫理の欠如を指摘する報道も存在した。これが民意であり、社会的な世論である。こういった報道が行われ

ることは、一般的に議会の信頼を傷つけ、不名誉に相当するものである。

- ・3,000円ずつ即座に一律現金支給というのは、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない議員であるのに、己の利益を目指しての行動になっていることから、政治倫理条例第2条第2項の違反も指摘する。
- ・この3,000円の支給というのは、恐らくモニターの負担軽減や、一人でも多くの方に参加してもらいたいということで、個人の利益のためではないと思うので、行為規範には反しない。
- ・一律支給であると差額が発生する。その差額が発生したか、していないかについては、新友会に照会したところ答えられないという趣旨の答えが返ってきた。総合的に考えると、差額が発生しても構わない、その差額が各個人の利益として、寄附として扱われても構わないということであったと思う。

報道によれば、差額は食費に充ててしまった、あるいは3,000円があるから参加したといった声もあったということは、証拠として示されているので、これは個人の利益のためで、全体の利益のためではないということは明白である。

- ・食費に消えたという発言は、報道か何かの話だと思うが、真剣に長野市のことを思って、この政策モニターとして参加された方に対してものすごく失礼なことだと思う。基本的にそれを目的に参加するのではなく、市政に対しての意見や要望があったり、こういうことが困っているという思いで参加される方のほうが多数だと思うので、そういう方に一人でも多く集まってほしいと思って通知をすることは、違反ではないと思う。
- ・どのような思いで参加しようと、寄附行為は禁止されている。これは違反だと思う。
- ・交通費実費支給であればまだしも、一律というところは市民の理解が得られないのではないかと。大きく報道されて市民の信頼を損ねたということも否定できないと思う。自分自身のところにも、そういった声がたくさん届いており、全体的に見て行為規範違反に当たると考える。
- ・条例に金額の定めがないことが一番大きいと思う。これが大きな穴だと思っているので、今後、条例にきちんと記載していくということで、実費や金額の指定というのは大変重要だと思っているが、今、そういったルールがないというところから考えると、抵触という判断はできないと考える。

(2) 審査項番10-3について

- ・一律で3,000円、実際には幾らかかったのかということをこの審査会の中で調査しようとしたが、新友会からは残念ながら答えはなかった。政治倫理条例第8条の逐条解説では、「被審査議員の出席、報告等について、この条には義務規定を置いていませんが、被審査議員は、第2条第3項の規定に

より、政治倫理に反する事実があるとの疑念を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にする責務を負うものであり、審査会の審査への協力義務は当然あるものです。」と記しており、この第8条にも違反していると思う。

(3) 審査項番10－4について

- ・政治倫理条例第3条第1号に抵触すると考える。
- ・政治倫理条例第8条の協力義務違反は、第2条第3項から導かれているもので、第2条第3項にも違反しているということは当然導かれる論理である。

(4) 審査項番11について

- ・このように問題のある研修会の支出事務について、歴代会長は適正を図らず、漫然と前任者の事務を引き継ぎ、歴代経理責任者に支出するように命令していた。まさにこの事実そのものが、政治倫理条例第3条第1号の議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為に該当すると思う。

(5) 審査項番12について

- ・このことが、審査すべきこととして扱われている理由だと思う。前例踏襲で今までやってきたことがどうだったのかを考えなければならないということで、今こういう事態に陥っている。これは、問題だったと考えるべきだと思う。
- ・前例踏襲について、これまで誰もおかしいと思わなかった。もし、おかしいと思うのであれば、新友会だけでなく我々全員がおかしいと思わなければいけなかった。おかしいのではないかという疑問を持ってこなかったという点では、我々も一緒ではないかと思う。長くそれでやってきたものに対して、また、誰もおかしいと思わなかったことに対して、前会長だけがおかしいと思わなかったのかというのは、どうなのか。それを違反していたのではないかと、一人に関して追及するというのは違うと思う。
- ・これは、政治倫理条例に違反している事実だと考えるが、一方で我々は、検証する手段を持ちながら検証が十分機能していなかった。しかも、それを指摘したのが議会外の市民によるものであり、また報道機関から指摘されて初めてこのことが問題とされてきたというてんまつは、必ずしも議会全体の名誉とできることではないので、それについては反省すべきである。

(6) その他

- ・コーヒー・ケーキセットの金額について、自身では提供する金額としては少し高いという感覚はあるが、条例の中に金額の定めがないということも

あり、物価高でケーキ一つ食べるにもこのぐらいかかるのではないかと
いうことで、時代とともに変化する部分でもある。これをもって、行為規範違
反だったと言い切ることは、難しいと考える。

- ・ コーヒー・ケーキセットの単価が1,000円ないし1,500円というのは、やは
り茶菓の範囲を超えているのではないか、社会通念上許容される範囲を逸
脱して高額な金額だと言えるのではないかと思う。
- ・ コーヒー・ケーキセットの単価が、公職選挙法及び長野市政務活動費の交
付に関する条例の上で、社会通念上許容される範囲を逸脱して高額であっ
た趣旨の報道が行われた。つまり、客観的世論が、このようなことは逸脱し
て高額であるということについて、審査会で事実認定されている。これは、
社会通念上、逸脱があったということで、行為規範はもちろん市民の信頼
を損なう行為をしないことに加え、議員及び市民の責務を定めた政治倫理
条例第2条第2項、議員は、全体の利益の実現を目指して行動しなければ
ならないところ、これは全体の利益ではなく、自らの利益を追求しての行
動であったと認定することもできるので、政治倫理条例第3条第1号及び
第2条第2項違反とみなすべきである。
- ・ 社会通念上、コーヒー・ケーキセットの金額、1,000円とか1,500円が逸脱し
ているという話があったが、懇談会はホテルで行われており、ホテルのコ
ーヒー・ケーキセットは1,000円、1,500円するものだと思う。そもそも、条
例に金額の定めがないので、違反しているというところまでは当たらない
と考える。

6 長野市議会議員政治倫理審査会 委員名簿

	氏 名	会 派
会 長	鈴 木 洋 一	改革ながの市民ネット
副会長	堀 内 伸 悟	公明党長野市議員団
委 員	清 水 美加子	公明党長野市議員団
委 員	藤 澤 紀 子	公明党長野市議員団
委 員	和 田 凌 弥	次世代長野
委 員	山 崎 昭 夫	無所属
委 員	倉 野 立 人	無所属
委 員	原 ようこ	改革ながの市民ネット
委 員	阿出川 希	日本共産党長野市会議員団
委 員	佐 藤 高 志	日本共産党長野市会議員団
委 員	滝 沢 真 一	日本共産党長野市会議員団